

(議決事項1)

第1344回経営委員会議案

2019年12月24日

## 内部統制関係議決について

平成28年3月8日の第1256回経営委員会で議決した、「内部統制関係議決」について、別紙のとおり改正のうえ、議決することとしたい。

今回の改正は、本年5月29日に成立した「放送法等の一部を改正する法律」(6月5日公布)及び「放送法施行規則の一部を改正する省令」(10月8日公布)により、放送法及び放送法施行規則が改正されたことに伴い、また、総務省「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」(9月6日公表)をふまえ、放送法第29条第1項第1号ロ及び放送法施行規則第17条に規定する事項の議決並びに放送法第29条第1項第1号ハに規定する事項の議決を改めるとともに、新たに放送法第29条第1項第1号オに規定する事項について議決するものである。

なお、本件は「放送法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第23号)の施行日である2020年1月1日から施行する。